

犬山市議会第61号議案

犬山市都市公園条例の一部改正について

犬山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、多目的スポーツ広場使用料の額の改定等のため必要があるからである。

犬山市都市公園条例の一部を改正する条例

犬山市都市公園条例（平成１２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第３項を次のように改める。

３ 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が都市公園を公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合 別表第２に定める使用料の全部又は一部

(2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が有料公園施設を利用する場合であって、市長が公益上必要と認めるとき 別表第３に定める使用料にあってはその全部又は一部、別表第５及び別表第７に定める使用料にあってはその一部

別表第５中

「

利用区分ごとに	４，８２０円
利用区分ごとに	２，４１０円

」

を

「

利用区分ごとに	９，０７０円
利用区分ごとに	４，５４０円

」

に改め、同表備考に次のように加える。

６ 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の１．２倍に相当する額（１０円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第 5 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定による使用料の徴収その他の必要な準備行為を行うことができる。

○犬山市都市公園条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）																																																								
（使用料） 第 1 2 条 略 2 略 3 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を免除することができる。 (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が都市公園を公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合 別表第 2 に定める使用料の全部又は一部 (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が有料公園施設を利用する場合であって、市長が公益上必要と認めるとき 別表第 3 に定める使用料にあつてはその全部又は一部、別表第 5 及び別表第 7 に定める使用料にあつてはその一部 4 及び 5 略 別表第 5（第 1 2 条関係） 多目的スポーツ広場使用料 <table><tr><th>利用区分</th><th>午前 9 時から午前 11 時まで</th><th>午前 11 時から午後 1 時まで</th><th>午後 1 時から午後 3 時まで</th><th>午後 3 時から午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から午後 7 時まで</th><th>午後 7 時から午後 9 時まで</th></tr><tr><th>施設区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>全面（更衣室 2 室を含む。）</td><td colspan="6">利用区分ごとに 9, 0 7 0 円</td></tr><tr><td>半面（更衣室 1 室を含む。）</td><td colspan="6">利用区分ごとに 4, 5 4 0 円</td></tr></table> 備考 1 ～ 5 略 6 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 1. 2 倍に相当する額（1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。	利用区分	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで	施設区分							全面（更衣室 2 室を含む。）	利用区分ごとに 9, 0 7 0 円						半面（更衣室 1 室を含む。）	利用区分ごとに 4, 5 4 0 円						（使用料） 第 1 2 条 略 2 略 3 市長は、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が都市公園を公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合は、別表第 2 及び別表第 3 に規定する使用料にあつてはその全部又は一部を、別表第 5 及び別表第 7 に規定する使用料にあつてはその一部を免除することができる。 4 及び 5 略 別表第 5（第 1 2 条関係） 多目的スポーツ広場使用料 <table><tr><th>利用区分</th><th>午前 9 時から午前 11 時まで</th><th>午前 11 時から午後 1 時まで</th><th>午後 1 時から午後 3 時まで</th><th>午後 3 時から午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から午後 7 時まで</th><th>午後 7 時から午後 9 時まで</th></tr><tr><th>施設区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>全面（更衣室 2 室を含む。）</td><td colspan="6">利用区分ごとに 4, 8 2 0 円</td></tr><tr><td>半面（更衣室 1 室を含む。）</td><td colspan="6">利用区分ごとに 2, 4 1 0 円</td></tr></table> 備考 1 ～ 5 略	利用区分	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで	施設区分							全面（更衣室 2 室を含む。）	利用区分ごとに 4, 8 2 0 円						半面（更衣室 1 室を含む。）	利用区分ごとに 2, 4 1 0 円					
利用区分	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで																																																			
施設区分																																																									
全面（更衣室 2 室を含む。）	利用区分ごとに 9, 0 7 0 円																																																								
半面（更衣室 1 室を含む。）	利用区分ごとに 4, 5 4 0 円																																																								
利用区分	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで																																																			
施設区分																																																									
全面（更衣室 2 室を含む。）	利用区分ごとに 4, 8 2 0 円																																																								
半面（更衣室 1 室を含む。）	利用区分ごとに 2, 4 1 0 円																																																								